

阿見町耐震改修促進計画

令和4年3月

阿見町

目 次

はじめに

1.	計画の目的	2
2.	本計画の位置づけと他の計画との関係	2
3.	計画期間等	2
4.	耐震化の必要性	2
5.	本計画の対象とする区域及び建築物	3
第1章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1.	概要	4
2.	茨城県で想定される地震の規模・被害の状況	5
3.	耐震化の現状	7
4.	耐震改修等の目標設定	9
第2章	建築物の耐震化の促進を図るための施策について	10
1.	概要	10
2.	耐震診断・改修に関わる基本的な取組み方針	10
3.	耐震化の促進を図るための支援策	11
第3章	建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について	12
1.	概要	12
2.	相談体制の整備及び情報提供の充実	12
3.	パンフレットの配布	12
4.	リフォームに併せた耐震改修の誘導策	13
5.	行政区等との連携策及び取り組み支援策について	13
第4章	耐震化を促進するための指導や命令等について	14
1.	概要	14
2.	耐震改修促進法による指導等の実施について	14
3.	建築基準法による勧告又は命令等の実施について	15
資料1	耐震改修促進法に定められた特定建築物	16
資料2	対象とする地震とその震度分布	17
資料3	町有の特定建築物内訳	18
資料4	避難路沿道建築物の高さ要件	19
資料5	避難道路図	20

はじめに

1. 計画の目的

阿見町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2. 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 5 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、阿見町地域防災計画との整合を図りながら、建築物等の防災性の確保を推進します。

3. 計画期間等

本計画では、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4. 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議ではない状況となっています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には福岡県西方沖地震、平成 19 年 7 月には再度新潟県で新潟県中越沖地震、そして平成 23 年には三陸沖の太平洋を震源とした東日本大震災が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等についても発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

(2) 大地震時の死因の約 9 割は建物の倒壊や家具の転倒によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊や家具の転倒によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17

年3月)においては、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正(平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号)が行われました。この改正により、

- ア 計画的な耐震化を推進するため、国は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。)を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- イ 建築物に関する所管行政庁による指導等の強化として、
 - (ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - (イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - (ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - (エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

5. 本計画の対象とする区域及び建築物

本計画の対象区域は阿見町全域とします。

また本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた基本方針及び茨城県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

- (1) 住宅
- (2) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。なお、本計画では町有建築物の中で特定建築物(資料1参照)を対象としています。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 概要

計画の概要

- 想定される地震**
- 本計画の対象とする地震として、県南部を震源とするマグニチュード7.3クラスの地震（内閣府中央防災会議「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告（平成17年7月）における「茨城県南部地震」）を想定します。
 - 県内で観測される最大震度は、本町も含め、土浦市、つくば市、などの32市町村で震度6弱以上と予測されています。
- 建物耐震化の現状**
- 町内に18,910戸※存在する住宅の耐震化率は、令和3年度末における推計値で87%となっています。
 - 公立学校、庁舎、中央公民館等の町有特定建築物等の耐震化率は100%となっています。
- 目標の設定**
- 令和8年度までの建築物の耐震化の目標を、住宅は95%以上とします。

耐震化の目標のまとめ

	全施設数	現状の耐震化率 (令和3年度末)	耐震化率の目標 (令和8年度末)
住宅※	18,910	87%	95%
町有特定建築物等※	42	100%	100%
学校(附属体育館含む)	29	100%	100%
庁舎・中央公民館※	3	100%	100%
町民体育館	1	100%	100%
町営住宅	6	100%	100%
保育所・児童館	2	100%	100%
集会所	1	100%	100%

※住宅戸数は、平成30年住宅・土地統計調査を活用しています。

※特定建築物とは、耐震改修法施行令（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号、最終改正年月日平成二十五年五月二十九日政令第二百九十四号）に定められる特定耐震不適格建築物を指します（資料1参照）。耐震化率を求めるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物を含めたものを「特定建築物等」と呼ぶこととします。

※庁舎とは阿見町役場であります。建築年度が部分的に違うため建築物数は2となります。（資料3参照）

2. 茨城県で想定される地震の規模・被害の状況

(1) 茨城県で想定される地震（震源）

茨城県の、過去の地震災害による被害をまとめたものが下表です。

茨城県に被害をもたらした歴史的な地震

日本歴(西暦)	震源地	マグニ チュード	県内最大 震度	茨城県の被害状況
弘仁9.7(818)	関東諸国(相模湾)	7.9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝5.10.9(1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波、 水戸領内で溺死36
明治28.1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死者4、負傷34、 全壊家屋37
大正10.12.8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊、田畑、道路 破損
大正12.9.1(1923)	相模湾 (関東大震災)	7.9	4	死者負5、負傷者40、 全壊家屋517 半壊家屋681
昭和5.6.1(1930)	茨城県 北陸沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和6.9.21(1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷1、半壊家屋1
昭和8.3.3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和13.5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和13.9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和13.11.5(1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者24、 家屋の一部破損1、252
平成12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5弱	屋根瓦の落下2棟
平成14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5弱	負傷1、建物被害12棟
平成14.6.14(2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷1、建物被害8棟、塀倒 壊5
平成15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷1
平成16.10.6(2004)	茨城県南部	5.7	5弱	被害なし
平成17.2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5弱	負傷7
平成17.4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5強	被害なし
平成17.8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5弱	被害なし
平成17.10.19(2005)	茨城県沖	6.3	5弱	負傷1
平成23.3.11(2011)	三陸沖	9.0	6強	死者・行方不明者25、負傷 者712、全壊家屋2,620棟、 半壊家屋24,168棟、一部損 壊184,115棟

茨城県周辺において想定される地震の震源としては、内閣府中央防災会議の「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告（平成17年7月）で取り上げられている「茨城県南部地震」とします。

茨城県において想定される地震

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)
茨城県南部地震	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会（平成17年7月）」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震	7.3

(2) 地震による揺れの概要

想定される茨城県南部地震によって発生する揺れは、最大で震度 6 強と見られていますが、局所的にはより強い揺れが発生する可能性があるため、十分な注意が必要です。震度 6 弱以上が予測されている市町村は以下のとおりです。

茨城県内で震度 6 弱以上の揺れの発生が予測される市町村

阿見町、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、板東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	以上、32市町村
---	----------

この地震による県内の震度分布は、資料 2 を参照。

(3) 地震による揺れや被害の予測結果

想定される茨城県南部地震により、次のような被害が予測されています。

茨城県で想定される被害の予測（首都直下地震対策専門調査会）

被害項目		被害数（棟、人）
建物被害	建物全壊	30,190
人的被害	死者	240
	負傷者	7,780
	負傷者のうち重傷者	760

ケース設定：地震発生時刻 18 時、風速 15m/s

上記の被害予測値は、首都直下地震対策専門調査会において求められたものですが、広域応援態勢の確保などマクロの観点から国としての対策を検討することを目的とした調査の結果であるため、推計誤差が大きくなっています。建物全壊棟数、死者数、負傷者数等の被害はあくまで参考値と考えて下さい。

3. 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

令和3年度末時点における住宅の耐震化の状況を推計した結果が以下の表です。

住宅総数 18,910 戸のうち「耐震性を満たす住宅」は 16,476 戸、「耐震性が不十分な住宅」は 2,434 戸と推計されます。

住宅総数における「耐震性を満たす住宅」の比率（耐震化率）は 87% となっています。

町内の住宅の耐震化状況（令和3年度末時点推計）

		総数	S55 以前	S56 以降
住宅総数（戸数）		18,910	3,800	15,110
	耐震性あり	16,476	1,366	15,110
	（率）	87%	36%	100%
内訳	木造	14,874	3,735	11,139
	耐震性あり	12,443	1,304	11,139
	（率）	84%	35%	100%
	非木造	4,036	65	3,971
	耐震性あり	4,033	62	3,971
	（率）	99%	95%	100%

※住宅の戸数は、平成30年の住宅・土地統計調査（茨城県）より推計を行った。

※昭和55年以前の耐震性ありの割合（木造35%、非木造95%）は国の推計値に合わせた。

※住宅のうち、昭和56年以降はすべて耐震性能を有するものとした。

(2) 公共建築物における耐震化の状況

令和3年度末時点における町有の対象建築物の耐震化の状況は以下のとおりです。
 前回計画策定（平成28年）以降、耐震化を着実に推進してきたため、該当する建築物の全てが耐震化されています。

町有対象建築物の耐震化状況（令和3年度末時点）

	特定建築物等数	旧耐震基準の建築			新耐震基準の対象建築物 E=A-B	耐震性のある対象建築物 F=C+D+E	耐震化が必要な対象建築物 A-F	耐震化率 F/A	
		総数 B	うち、耐震性があるもの C	うち、耐震改修済 D					
学校	小・中学校(附属体育館含む)	29	16	0	16	13	29	0	100%
庁舎、中央公民館		3	2	0	2	1	3	0	100%
町民体育館		1	1	0	1	0	1	0	100%
町営住宅		6	0	0	0	6	6	0	100%
保育所・児童館		2	0	0	0	2	2	0	100%
集会所		1	0	0	0	1	1	0	100%
合計		42	19	0	19	23	42	0	100%

※施設の内訳は、資料3を参照。

4. 耐震改修等の目標設定

(1) 特定建築物における耐震化の目標

特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や町民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、町有の対象建築物の耐震化の推進、民間事業者、町民への啓発活動、支援施策等を通じて推進します。

(2) 住宅における耐震化の目標

先に示した平成 30 年度末時点における耐震化状況の推計をもとに、今後の住宅も同等に推移した場合、令和 8 年度末時点の耐震化率は次表のように予想されます。

町内の住宅の耐震化状況（令和 8 年度末時点推計）

		総数	S55 以前	S56 以降
住宅総数（戸数）		19,693	2,724	16,969
耐震性あり		17,948	979	16,969
（率）		91%	36%	100%
内 訳	木造	15,187	2,678	12,509
	耐震性あり	13,444	935	12,509
	（率）	89%	35%	100%
	非木造	4,506	46	4,460
	耐震性あり	4,504	44	4,460
	（率）	99%	95%	100%

地震による人的被害を抑制するためには、減災害効果が期待される住宅の耐震化に取り組むことが重要となります。また被災後の生活や経済活動の維持においても、住宅の耐震化を促進させることが必要となります。

国の基本方針及び県計画では、住宅の耐震化率を令和 8 年度までに 95%とすることが掲げられていることから、本計画においても、これらと整合を図り、令和 8 年度末までの住宅の耐震化率を 95%にすることを目標とします。（令和 8 年度までの住宅の耐震化率を 95%に目標設定すると、5 年間で約 761 戸の耐震化を促進させる必要があります。）

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策について

1. 概要

計画の概要

基本的な取組方針

- 建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 町は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な支援や情報提供を行います。
- 町有の対象建築物については、本計画に示す整備計画に従って事業を進めるとともに、定期的に目標を検証し、着実な事業推進を図ります。

具体的促進支援策

- 耐震化に対する支援を行います。
- 耐震診断マニュアルを策定し、木造住宅耐震診断補助事業を実施します。

2. 耐震診断・改修に関わる基本的な取組み方針

(1) 関係主体の役割分担

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

■阿見町

- ・本計画に基づいて、必要な具体的施策に取り組む。
- ・町民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性の確保の必要性について啓発するための諸策を講じる。
- ・町有対象建築物について、耐震化の状況の把握、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- ・本計画に掲げた建築物の耐震化の進捗と目標の達成について、定期的に検証を行い、必要な諸策を講じる。
- ・本計画に定めた住宅耐震化率の目標の達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、阿見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力的に推進します。

■建築関係団体

- ・耐震化の促進に関する相談窓口を設ける。
- ・耐震化の促進に関する講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

■建築物所有者

- ・多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

3. 耐震化の促進を図るための支援策

(1) 支援

建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実現するにあたっての費用に対する助成や税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。

1) 耐震診断に対する助成

事業名	阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	S56年以前の木造住宅に対し茨城県木造住宅耐震診断士を派遣する。
事業内容	一般診断法による診断を行う。
実績	平成18年度～令和3年度 79戸（累計：実績）

2) 耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	固定資産税額の減額措置
概要	S57以前から所在する住宅に対して、固定資産税額を減額する。
特例措置内容	固定資産税額を1/2に減額（120㎡相当分まで）

3) 耐震改修に対する助成

事業名	阿見町木造住宅耐震補強補助金交付事業
概要	S56年以前の木造住宅に対して、耐震改修費を一部補助する。
補助率	耐震改修工事費に係る 4/5（上限100万円）

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及について

1. 概要

計画の概要

相談への対応や情報の提供

○建築物の所有者が、耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問合せできるよう、相談窓口を開設します。

講習会の開催やパンフレットの配布

○簡易耐震診断等のパンフレットを配布します。
○より多くの町民に、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報が提供できるよう、県と連携しセミナー等を実施します。

リフォームにあわせた耐震改修の促進

○リフォームは、耐震改修を実施する絶好の機会であることから、そのメリットについて啓発する取組を進めます。

行政区等との連携

○地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、行政区やNPO等と連携しながら、耐震化を進めます。

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

町において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3. パンフレットの配布

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（財）日本建築防災協会）発行のパンフレット等を配布するなど耐震化に関する啓発を行います。

4. リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。

一方、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、不安材料もあります。それらの不安を解消するため、住宅リフォーム等を計画している住民の方が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、県で養成したリフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

5. 行政区等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、町において啓発や必要な支援を行います。

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等について

1. 概要

計画の概要

耐震改修促進法による指導等の実施について	<ul style="list-style-type: none">○法における特定建築物の定義に基づき「特定建築物の規模要件」を満たす建築物の所有者に対し、県と連携し、法に基づいて実施に関する説明や文書の送付など、必要な指導・助言を行います。○一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断・改修が実施されていないと認められる場合は、県と連携し、法に基づいて建築物所有者に実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付します。○さらに指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、県と連携し、法に基づいてその旨を公表します。
建築基準法による勧告又は命令等の実施について	<ul style="list-style-type: none">○公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合は、県と連携し、建築基準法に基づいて当該建築物の除却・改築・修繕等を行うよう命令等の対応を行います。○また、損傷・腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物について、県と連携し、建築基準法に基づいて勧告・命令等の対応を行います。

2. 耐震改修促進法による指導等の実施について

(1) 指導・助言の実施

法第6条では、特定建築物の所有者は耐震診断と必要に応じた耐震改修の実施に努めなければならないとされています。また県計画では、所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、法第7条第1項に基づいて建築物所有者に必要な指導・助言を行うものとしています。

本町においても、町内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、県と連携して所有者に対する指導・助言を実施していきます。

1) 指導・助言の対象となる建築物

法における特定建築物の定義に基づき「特定既存耐震不適格建築物の規模要件」を満たす建築物を対象とします。

2) 指導・助言の方法

県と連携し、実施に関する説明や文書の送付を行います。また必要に応じて説明会の開催やパンフレットの配布等を行います。

(2) 指示の実施

一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認められる場合は、法第 15 条第 2 項に基づいて、県と連携し建築物所有者に実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付する等必要な指示を実施していきます。

(3) 指示に従わない場合の公表

(2) の指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由無くその指示に従わない場合は、法第 15 条第 3 項に基づいて、県と連携し、法に基づいた公表であることを明確にした上で、広報やホームページへの掲載等により公表します。

3. 建築基準法による勧告又は命令等の実施について

県計画では、所管行政庁が法第 15 条第 3 項に基づいて公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁に同じ）は、建築基準法第 10 条第 3 項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令することとされており、本町においても、町内の安全なまちづくりの推進のため、県と連携して対応していきます。

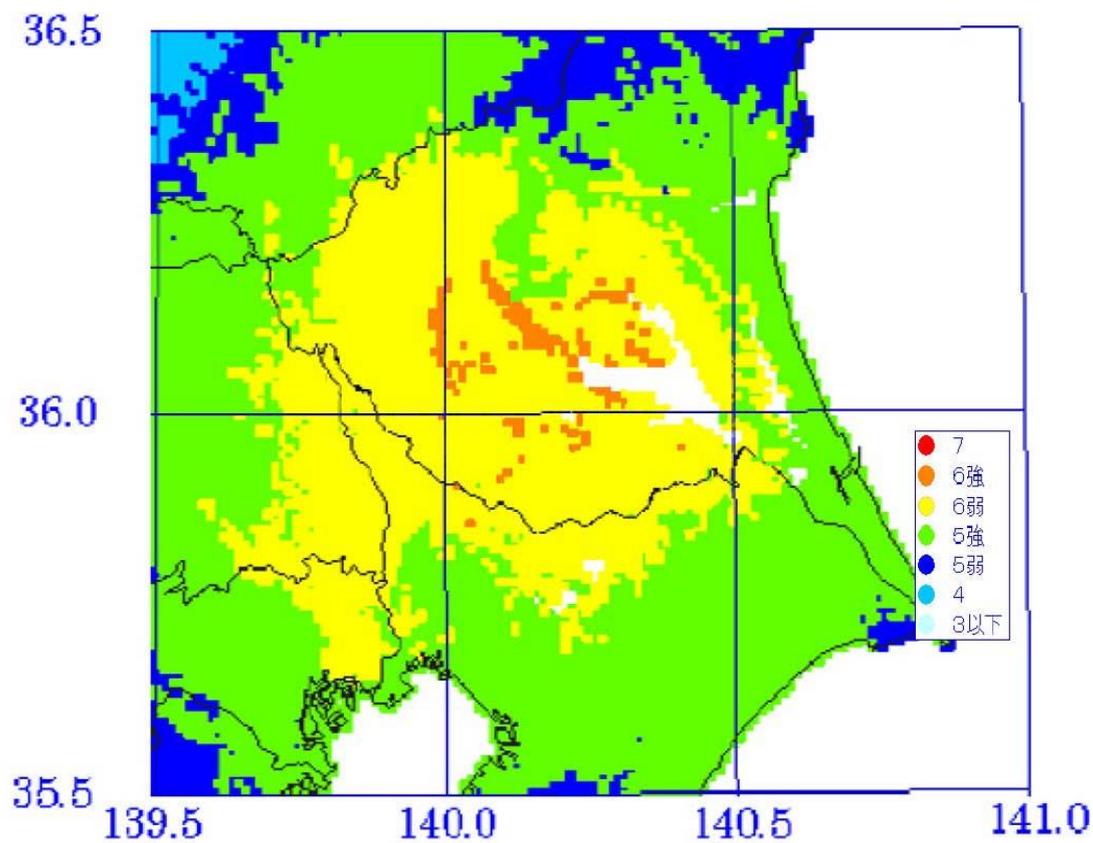
また、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、特定行政庁は、建築基準法第 10 条第 1 項に基づき除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第 2 項に基づく命令を行うこととされており、本町においても同様に県と連携して対応していきます。

資料1 耐震改修促進法に定められた特定建築物

法第6条	用途	特定建築物の規模要件	※指示対象となる特定建築物の規模要件	
第1号	学校 小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む。)	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	病院, 診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	集会場, 公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	ホテル, 旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎, 下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	老人ホーム, 老人短期入所施設, 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	幼稚園, 保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
	博物館, 美術館, 図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	郵便局, 保健所, 税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し, 又は処理するすべての建築物	500㎡以上
	第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり, その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物	

資料2 対象とする地震とその震度分布

想定地震	説明	想定規模 (マグニチュード)
茨城県南部地震	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会（平成17年7月）」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震	7.3



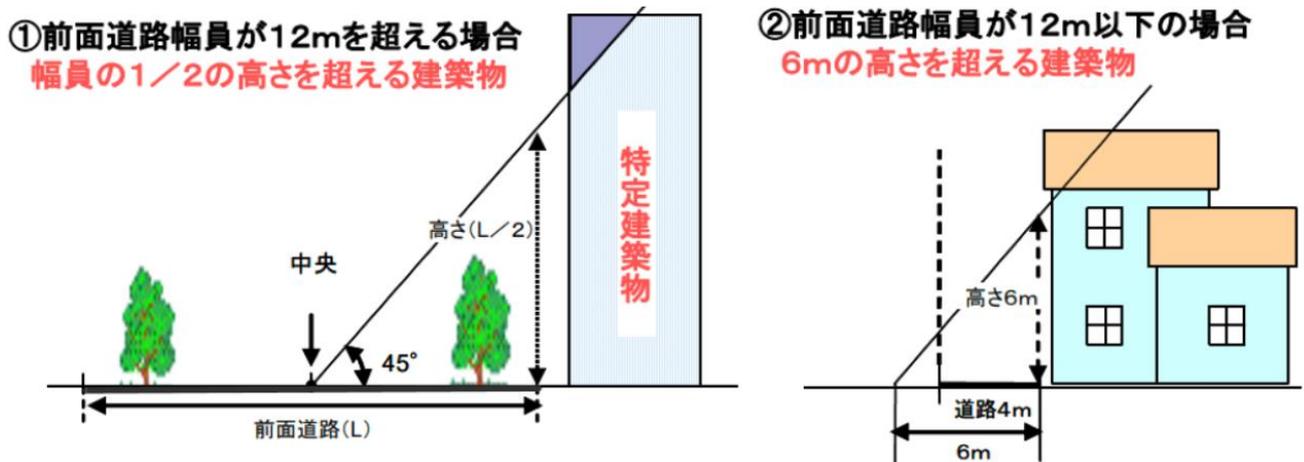
想定地震による震度分布

資料3 町有の特定建築物内訳

	施設名	建築年	階数	床面積(m ²)
学校	阿見小学校 教室棟1	昭和44年	3	1,552
	阿見小学校 教室棟2	昭和45年	3	2,328
	阿見小学校 屋内運動場	昭和53年	1	1,300
	旧実穀小学校 特別教室棟	昭和53年	3	1,981
	旧実穀小学校 教室棟	昭和59年	3	1,151
	本郷小学校 教室棟1	昭和50年	3	2,497
	本郷小学校 教室棟2	昭和57年	3	1,032
	君原小学校 教室棟	昭和54年	3	2,056
	舟島小学校 教室棟1	昭和47年	2	1,115
	舟島小学校 特別教室棟	昭和55年	3	1,104
	舟島小学校 教室棟2	平成10年	2	1,962
	阿見第一小学校 教室棟1	昭和51年	3	2,014
	阿見第一小学校 特別教室棟	昭和51年	3	1,778
	阿見第一小学校 教室棟2	昭和53年	3	1,437
	阿見第一小学校 屋内運動場	昭和52年	1	1,043
	阿見第二小学校 教室棟1	昭和58年	3	2,122
	阿見第二小学校 教室棟2	昭和58年	3	1,794
	阿見第二小学校 屋内運動場	昭和59年	1	1,019
	あさひ小学校 教室棟	平成29年	2	7,809
	あさひ小学校 屋内運動場	平成29年	1	1,288
	阿見中学校 教室棟	昭和43年	3	4,616
	阿見中学校 屋内運動場	昭和45年	2	1,519
	朝日中学校 教室棟 1	昭和55年	3	2,693
	朝日中学校 教室棟 2	平成31年	2	1,225
	朝日中学校 特別教室棟	昭和55年	3	1,884
	竹来中学校 教室棟1	昭和61年	3	2,842
	竹来中学校 特別教室棟	昭和61年	3	2,923
	竹来中学校 教室棟2	平成10年	1	1,613
竹来中学校 屋内運動場	昭和61年	3	1,049	
公共の事務所等	阿見町役場(一部)	昭和58年	4	5,753
	阿見町役場(一部)	昭和60年	4	
	阿見町中央公民館	昭和54年	3	2,813
町民体育館	町民体育館	昭和55年	1	1,236
町営住宅	曙アパート3号棟	昭和58年	3	1,037
	曙アパート4号棟	昭和59年	3	1,037
	曙アパート6号棟	昭和59年	3	1,037
	曙アパート16号棟	平成元年	3	1,139
	曙アパート18号棟	平成12年	3	1,483
	曙アパート19号棟	平成13年	3	1,483
保育所・児童館	中郷保育所	昭和58年	2	866
	二区保育所・児童館	平成5年	2	1,021
集会所	吉原交流センター	昭和57年	3	1,262

避難路の指定及び沿道建築物

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（通行障害建築物）について、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、茨城県の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（避難路）を指定することができますと規定されています。



出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要

（平成25年11月施行及び平成31年1月施行）（国土交通省）

地震発生時に通行を確保すべき道路

茨城県耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、第一次、第二次及び第三次緊急輸送道路を指定しています。

阿見町防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図

資料 5 避難道路図

- 凡 例
- 【災害対策拠点】
- 緊急避難場所
 - 緊急避難場所・避難所
 - ▲ 福祉避難所
- 【緊急輸送道路】
- 第一次緊急輸送道路
 - 第二次緊急輸送道路
 - 第三次緊急輸送道路

